



「コラッセふくしま」(福島市三河南町)

平成23年8月1日発行 (毎月1回1日発行) 第481号

ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクターけんたくん

2011

8

ふくしま街歩き合昔



法人ニュースふくしま 2003年8月号より

(高橋記)

先を見据えた行動が出来るか、出来ないかが成功のカギだと思います。

これは人生設計や仕事の進め方でも同じような考え方が出来るのではと思います。目的・目標を明確に持ち、その達成に向けて行動を起こす中で何かしらの障害は発生するものです。その障害を回避する手段、回避できなかった場合の軌道修正が早ければ次の行動をするのも早くなり、達成へのプロセスもスピーディーになるはずです。

さて、ある元プロ野球選手(投手)のお話を聞きました。有名な選手ですから耳にしたことがある方も多いかもしれませんが。この選手は毎回、試合に先発する際のゲームプランは完全試合を狙って第一球を投げるそうです。もしフォアボールや死球を出した場合は、ノーヒットノーラン、ヒットを打たれたら完封、点を取られたら完投、最低でも勝利といったように考えたプランを常に軌道修正しながら試合を進めていたそうです。

本格的な夏が到来とともに、福島は経済状況も上向いて来ればいいな、早く風評被害等がおさまればいいなと思う今日この頃です。

私のポケット



東日本大震災関連のお知らせ4

○災害損失特別勘定への繰入額（修繕費用等の見積額）の損金算入

法人が災害により被害を受けた棚卸資産及び固定資産の修繕等のために要する費用で、災害のあった日から1年以内に支出すると見込まれるものとして適正に見積もることができるとして繰り入れて、「災害損失特別勘定」に繰り入れて、被災事業年度の損金の額に算入することができ

（注意点）

- 1 災害により被害を受けた資産について評価損を計上した場合に、土砂の除去に要する費用などの一定のものを除き災害損失特別勘定の繰入対象になりません。
- 2 「災害損失特別勘定」の繰入額は、原則として、被災事業年度における損金経理を要件としています。
- 3 原則として、「災害損失特別勘定」の繰入れをした事業年度の翌事業年度において、当該「災害損失特別勘定」を取り崩して益金算

入しなければなりません。

4 災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度において、災害損失特別勘定の残額がある場合には、その残額を取り崩して益金の額に算入することになります。が、やむを得ない事情により修繕等が遅れるときには、税務署長の確認を受けることにより、その修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度まで、その取り崩しを延長することができます。

5 災害損失特別勘定を損金の額に算入した場合、当該被災事業年度等の確定申告書等に「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」を添付しなければなりません。

○損壊した賃借資産に係る補修費

法人が賃借資産につき修繕費等の補修義務がない場合においても、その賃借資産が災害により被害を受けたため、その現状回復のために補修を行い、その補修のために要した費用を修繕費として経理したときは、これが認められます。

なお、修繕費として経理した金額に相当する金額につき賃貸人から支払を受ける場合には、その支払を受けた日の属する事業年度の益金に算入することになります。

○震災特例法による印紙税の非課税措置

東日本大震災により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」で、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成されるなどの一定の要件を満たす契約書について、印紙税を非課税とする措置が設けられました。

なお、この非課税措置の適用を受けようとする者は、市町村長が発行した「り災証明書」等を非課税措置の対象となる契約書に添付しなければなりません。

また、非課税の特例を受けることができる契約書について、既に印紙税を納付してしまった場合には、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

仙台国税局電話相談センターでは東日本大震災専用番号を設けております。福島税務署 ☎024-534-3121へ電話し、音声案内に従い「0番」を選択してください。

県税からのお知らせ

〈平成23年度自動車税の定期課税〉

東日本大震災に伴い平成23年度の自動車税の課税を延期しておりますが、原子力災害区域に係る一部地域を除き、次の日程で課税を実施いたします。

納税通知書の発付日 9月7日(水)
納期限 10月31日(月)

なお、この間に車検有効期間が満了する自動車については、平成22年度の納税証明書で車検を更新することができます。

〈被災車両の申し立て〉

東日本大震災の地震・津波による被災自動車（使用不能・所在不明）については、平成23年度以降の自動車税について課税を停止します。

被災車両としての永久抹消登録又は県税部への連絡がお済みでない方は、最寄りの（避難先の）県税部へ連絡をお願いします。

なお、原子力災害による被災自動車については、現在検討中ですのでお待ちください。

（県庁税務課 ☎024-521-7070）

「二重ローン問題」と 税務支援について

このたびの東日本大震災で被害を受けた方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

今回の東日本大震災にあたり、国及び県は復興対策のための予算を成立させ、各種の支援制度を拡充してきました。特に中小企業等に対しては様々な融資制度が整えられ、金融支援体制の充実が図られました。

東日本大震災から復興、再建しようとする中小企業は当面の運転資金や設備の復旧資金などで新たな資金調達を行っている。特に原子力災害で事務所、工場を移転しなければならぬ中小企業は多額の資金調達が必要になっている。

震災前から抱えている借入と新たな借入は中小企業の復興の大きな妨げになってしまふ。いわゆる「二重ローン」の問題である。

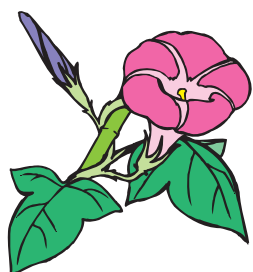
東日本大震災に伴う「二重ローン」問題の救済策については現在、与野党内で調整され、まもなくスキームが固まるものと思われます。公的な機構による債権の買取りが検討され

ているようです。支援する金融機関等にとつてはその支援額が無税償却できることが大前提になるでしょう。また支援を受けた中小企業として、支援額（債務免除益）が一度に課税されると確実な経営再建ができなくなってしまう恐れがあります。このため、場合によっては再建企業は第二会社方式とか法的整理を選択することが予想される。

東日本大震災から再建しようとする企業が金融支援（債務免除等）を受けた場合、期限切れ欠損金の優先活用（青色欠損金）、不動産の評価損（特に原発近隣地域）等を認めるなどの画期的な税務支援策が講じられることを期待したい。

中小企業が震災から完全に復興を果たすためには、金融支援とともに税務支援が欠かせないのではないのでしょうか。

東北税理士会福島支部 五百川要栄



村井幸三さんの 「ヘーなるほど」

熊谷市には及びませんが、福島盆地の暑さも相当です。記録的という昭和十七年八月十五日の三九・一度が福島市の

最高気温ですが、最近の街中は舗装道路の照り返し、クーラーの排気などがかなりのものですから、真夏日などの午後は四十度は越えているのではないでしょう。

それはともかくご先祖様は、みちのくの昔からその猛暑を道路への打ち水と団扇とカキ氷位でしのいで来たのですから、凄いというほかありません。

暑いといえば戦後、私の勤めていた福島民報社は駅前二階建て木造の本社があり、二階が編集局でした。

午後になるとトタン屋根にジリジリと太陽が降りつけ局内の気温はウナギのほりです。しかし窓をあけ風をいれたら大変、原稿が部屋中に舞い上がります。部屋の真ん中にドンと大水柱が置いてありましたが視覚的冷房で実効性まったく無し、編集局

全員がランニングとステテコ姿で新聞を作っていたことを懐かしく思い出します。

話を戻して当時、少年時代をすごされた方が忘れられないのは須川土人島と県庁裏の阿武隈川河原での水遊び、つまり水泳でしょう。大抵の子はここで水泳を覚えました。

そして夜の楽しみは盆踊りです。最近商店街などの義理の催しになってしまいましたが、戦後暫くまでは夏の娯楽といえば盆踊りで、各町内会ごとに櫓がたち、にぎやかな囃子にのって子供も大人も浴衣姿も涼しげに踊りを楽しみました。

中でも人気があったのは稲荷神社わきの広場を会場にした市消防団主催の踊り大会です。この会場には夜も更けると北裡のきれいだころが参加するので、日頃芸者衆を目にするここのない市民がドツと詰め掛け会場を埋めたのです。

さらに一つ、十六日の送り盆の夜の花火大会も忘れられません。昭和四十年頃までは県庁裏の河原が会場で、両岸には一家をあげての数万人の観衆が溢れ、夏の夜空にちりばめられる光のページェントを、しばし暑さを忘れて楽しんだものでした。



倉島は心仕事



株式会社倉島商店
代表取締役社長
倉島 太郎氏
(福島市北矢野目字原田67-20)
TEL (024) 552-2257

『クラシマ』は会社としての凄いDNAを持っている。「ヒトが暮らしの真ん中にある」という意識を持ち多彩な事業を展開し続けている。創業以来二百年以上経過しているがその精神は現在も引き継がれている。

江戸時代に、倉島権内という人物が水あめ売りを始め、その後旅館業、米穀飼料、土木建築、酒類販売も始める。明治なかば置賜町に倉島旅館を開業し、同時に米雑穀問屋、肥料業の卸小売業を開始。

石油業を始めたのが倉島久一氏。昭和三年、三菱商事と特約契約、昭和六年、三菱石油が創立されると同時に特約契約。昭和二十五年、(株)倉島商店が設立され代表取締役に倉島一郎氏が就任した。本社社屋が置賜町に完成したのは昭和三十三年。現在地に本社が移転したのは昭和四十六年である。倉島商店という名は小さな小売店のようなイメージがある。社名を変更するのは実に大変なことである。平成元年C.Iを導入して対外的呼称を「クラシマ」に変更した。不思議なご縁で私は倉島一族に大変お世話になっている。倉島久一氏、一郎氏、孝夫人、光

一氏と三代にわたって恩を受けている。クラシマはJX日鉱日石エネルギーの特約店として「エネオス」ブランドの石油製品供給に努めている。現社長の倉島太郎氏は平成二十三年(今年)四月に社長に就任したホヤホヤのリーダーである。

太郎氏は昭和四十三年福島市生まれ、県立福島東高等学校を第五期生で卒業。明治学院大学を卒業すると三菱石油の近畿支店に勤務。同社の独身寮から通勤していたが平成七年、阪神淡路大震災に遭遇した。支店に駆けつけようとしたが、電車は不通、車も通れないという貴重な体験をした。同年から特約店である大阪のガソリンスタンドで現場の仕事をする。平成八年、福島に戻りクラシマの本社で一年間管理職の仕事を経験する。つまり人事、経理、総務などの仕事。それから東京の浜屋ガラスでサッシなどの資材の勉強をする。「一年ごとに仕事が変わる場所が変わる。普通じゃ考えられません」これがクラシマの伝統なんじゃないか。先程も申しあげたように、時代に合

わせていろんな仕事にチャレンジして来ました。現在は石油製品事業が八割を占めています。これを会社の大きな幹として建築資材住宅設備事業、保険事業、オートリース、情報処理に加え、新事業として文具、事務用品のアスクル事業、環境を快適にする事業、それに携帯電話、太陽光発電も手掛けています」

クラシマの歴史と伝統だとは思ってもこれだけ事業を拡大して大丈夫なのだろうか、と人ごとながら心配してしまう。

社長は平然とした顔で「これからの時代は身の丈に合った仕事や生活が大事でしょうね。エコの時代ですし、ものを大事にする、が基本だと思います」

子供と遊ぶのが趣味です、というのを聞き、そのスケールの大きさには敵わないと感じて帰ってきた。



【8月のこよみ】
8.15記念「本当にアメリカと戦争したのか…」

お知らせ

23・7・6
青年部会役員会

23・7・12
女性部会研修会
テーマ「放射線の健康への影響について」
講師 渡部朋幸氏(わたり病院 医局長)

23・7・22
「ヒューマンエラー防止対策セミナー」
講師 中山佳子氏(株)フィールドデザイン 代表取締役)

23・7・26
女性部会役員会

23・7・27
青年部会例会



女性部会研修会



ヒューマンエラー防止対策セミナー